

平成 29 年度第 5 回  
東京都景観審議会歴史景観部会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

## 平成 29 年度第 5 回東京都景観審議会歴史景観部会議事録

### I 日 時

平成 30 年 3 月 9 日（金） 13：26～15：10

### II 場 所

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 25

### III 出席者

【委員】光井部会長、金出部会長代理、小沢委員

【事務局】米田緑地景観課長、遠藤屋外広告物担当課長、寺沢景観担当課長

### IV 議事次第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

##### <審議事項>

○東京都景観計画の変更 素案

##### <報告事項>

○東京都選定歴史的建造物の同意状況

特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況

○歴史的建造物保存のチャリティイベント

#### 3 閉 会

### V 配付資料

資料 1 東京都景観計画の変更 素案

資料 2 - 1 東京都選定歴史的建造物の同意状況

資料 2 - 2 特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況

資料 3 歴史的建造物保存のチャリティイベント

○米田緑地景観課長 定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、ただいまから平成 29 年度第 5 回東京都景観審議会歴史景観部会を開会させていただきます。

本日はご多忙のところ、当部会にご出席いただきどうもありがとうございます。

部会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます緑地景観課長の米田です。よろしくお願いいたします。

初めに、現在、ご出席の委員の方は 3 名でございます。東京都景観審議会規則第 6 条第 4 項の定足数を充たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。議事次第、配付資料、資料 1、資料 2-1、2-2、資料 3 となります。また、机上には「東京都景観計画」「歴史的建造物のパンフレット」「歴史的景観保全の指針」紙ファイルで綴じています「景観法、景観条例、景観審議会要綱、規則」を置かせていただいております。

すべてお揃いでしょうか。不足がございましたら、事務局へお申しつけください。

揃っていらっしゃるようですので、進めさせていただきます。

本日の歴史景観部会の審議内容は、東京都情報公開条例第 7 条第 2 項の規定に該当しないため公開いたします。

それでは、東京都景観審議会運営要綱第 15 条第 4 項に基づき、光井部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○光井部会長 ご多忙中のところ、この当部会にご出席いただき、ありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

傍聴人の方は。

○事務局 いらっしゃいません。

○光井部会長 はい。それでは、審議事項に入りたいと思います。

審議事項「東京都景観計画の変更素案」ですが、まず第 3 章第 3 歴史的建造物の保存等による景観形成について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明させていただきます。

お手元の資料 1、A 4 横の東京都景観計画変更について（現行）というものをご覧ください。

まず、今回ご審議いただく内容の位置付けについて、ご説明させていただきます。

東京都景観計画は主に 3 章から構成されておりまして、東京の景観の現状として第 2 章や第 3 章にかかってきます良好な景観形成の方針についてまとめたものが第 1 章となって

おります。第2章では、景観法を活用した取組についてまとめておりました、第3章では、都条例を活用した取組についてまとめてございます。この中で、変更部分については赤線で示しております。

今回ご審議いただくのは、青く囲んだ部分の第3章の第3歴史的建造物の保存等による景観形成の部分となります。後ほど、こちらの他の赤線の部分について簡単ではございますがご説明させていただきます。

それでは、ご審議いただきたい部分のご説明に移ります。

1ページ、資料をおめくりください。まず、第3章第3の変更素案の構成についてご説明させていただきます。こちらの変更素案の構成は、現行と比べまして構成が大きく変わっております。変更素案の構成は2枚目の資料の一番右側の列にまとめてございまして、現行の景観計画では、主に二つの項目から成り立っております、都選定歴史的建造物と歴史的景観の形成でございます。

今回の変更素案では、これまでの都選定歴史的建造物と歴史的景観形成の間に四つ項目を設けました。こちらは、これまでの歴史部会の活動実績等を踏まえまして、都選定や特に選定の部分を重点的に記載する趣旨からでございます。今回の変更素案の考え方等について、ご説明させていただきます。

2枚目のペーパーですが、資料一番左側の列では、前回部会でご報告しました東京都景観計画によるこれまでの取組の課題を、真ん中の列では、その課題への対応方針を、そして一番右側の列でその対応方針を踏まえた景観計画に反映した項目についてまとめてございます。なお、今回お配りしたこちらの資料は、先日皆様にご郵送させていただいたものから変更している部分がございます。お忙しい中お目通しいただいたのにもかかわらず申し訳ございません。

前回、これまでの取組のご報告で触れた課題は、都選定歴史的建造物の選定及び保存支援に関しては、選定候補に対する選定率が低いというもの。

ファンド助成額に比べ寄付金が十分に集まっていないというもの。ファンドの設置年限が平成32年3月末日までというものがございました。

また、歴史的景観形成の指針においては、都民の認知度が低いというものや、世論調査では今後も積極的に取り組むべき重要な施策として、「歴史的建造物周辺の街並みの保全」が首位だということが挙げられます。

これに対する対応方針としては、都選定歴史的建造物の選定及び保存支援に関してNP

〇等と連携し所有者に同意を促し、選定数を増やしていく。また、戦後の建造物、エリアを考慮した建造物などの選定を進める。チャリティイベント等を実施し、歴史的建造物に触れる機会を提供していく。クラウドファンディング等の新たな資金調達の手法の導入を検討するという方向でまとめてございます。

続いて、歴史的景観形成の指針について、区市町村窓口等で指針のパンフレットを配布し周知を図っていく、歴史的建造物の周囲の配慮を要する範囲について、都市計画情報等インターネット情報サービスGISを活用して、事業者や都民に情報提供を積極的に促していくという方針でまとめてございます。

こうした方針を変更素案のどのあたりに載せているかということを示したものが、一番右側の列に赤字でまとめてございまして、例えば、都選定の選定及び保存支援の対応方針で挙げた所有者の同意を促すものについては、都選定歴史的建造物の選定に、NPOと連携して所有者同意を促し、選定数を増加する旨の項目を記載してございます。

また、こちらの一番右側の列の黒字の部分については、現行の景観計画で定めている内容やこれまでの取組を引き続き実施していく趣旨でまとめてございます。

また、1月24日に開催した本審の委員から、歴史的建造物に関してご意見がございました。その内容及び対応についてご説明いたします。ご意見の内容としては、都選定の選定が景観計画の一定の役割を果たしている中で、近現代の建築物、特に公共建築は耐震や老朽化の問題があり、取り壊されている事例が増えてきている。近現代の建造物の保存へもう一步踏み込めるような取組が必要、このようなご意見でございました。こちらのご意見を踏まえまして、都選定歴史的建造物の部分で、今後の建造物エリアに着目した建造物などの選定候補を追加していくという一文に反映させていただいております。

そして、最後にスケジュールですが、最後のA4横の資料をご覧ください。今後の流れについてご説明いたします。

当部会でのご意見を踏まえまして、3月23日に景観審議会の本審に素案をご審議いただきまして、3月28日に素案を公表いたします。そして、都民意見の募集を3週間程行い、その後、必要な項目に関して5月頃に都計審にかけまして、最終的には7月以降に景観計画の変更ということで施行していく予定でございます。簡単ではございますが、事務局からの説明は以上になります。

〇光井部会長 それでは、本日のご欠席されている委員からのご意見がございましたら、最初にそれをお願いします。

○事務局 はい、申し上げます。武内委員が本日欠席でして、ご意見を3点ほど頂戴しております。まず一つ目は、東京都選定歴史的建造物候補の所有者同意が進んでいない中で、同意を得るための一つの方法として、歴史的建造物の価値を発信できる外部講師やNPOなどに、行政との橋渡しになってもらう等の工夫も必要ではないか。

二つ目は、歴史的建造物の活用は、所有者と活用したい人のマッチングがポイントである。活用され、価値が共有されることで、歴史的建造物の存在が周知され、保存につながるのではないか。

三つ目は、新たな資金調達方法として、クラウドファンディングの取組などが注目されているが、それによる効果についての情報発信が重要である。また、寄付者へのイベント招待等もあると、寄付が集まりやすいのではないか。これらのご意見を頂戴しております。

○光井部会長 武内委員からいただいた意見についてですが、既に反映されている事項があるかと思うのですが、そのことで少し補足することはございますでしょうか。

○事務局 はい。一つ目の外部講師やNPOというお話を頂戴しておりまして、こちらはA4の横の資料の「NPO等と連携して所有者同意を促進し、選定数を増加」というところに反映させていただいております。

それから、新たな資金調達に関しましては、「歴史的建造物の保存支援・利活用の推進」の中に「新たな資金調達方法の導入検討」ということで反映させていただいております。以上でございます。

○光井部会長 具体的にこの第3章のこちらのほうの文章に反映していますか。

○事務局 反映しております。

○光井部会長 具体的に説明していただけますでしょうか。

○事務局 はい。お手元の資料A4の縦のものでございますが、先ほどの同意の促進に関しましては、181ページの一番上です。

○光井部会長 はい。

○事務局 1行目に「また、歴史的な建造物の保存を目的として活動するNPO等との連携などにより、所有者の同意を促し、選定数を増やしていく」といった記載で反映させていただいております。

○光井部会長 はい。

○事務局 それから、新たな資金調達に関しましては、182ページの真ん中あたりでございますが、①歴史的建造物の保存支援という項目の下段のほうに、「今後も、これまでの取

組を継続するとともに、新たな資金調達方法の導入について検討していく」という表現で反映しております。

○光井部会長 2番目の指摘事項であった「利活用」に関しては、181ページの中央部分の記述が全般的にそうであるということが言えるという状態でしょうか。

○事務局 はい。

○光井部会長 そうしますと、武内委員からご指摘された内容については、既にこのA4縦のもので反映が済んでいるということですが、このことに関して、まず少しお話がございましてでしょうか。

特にないようでしたら、自由に発言をしていただいで結構かと思えます。

まずは、このA4の横書きの大まかな説明があった内容に沿って話をしながら、それがどのようにA4縦のほうで反映されているかを見ながらという形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

まず、私からよろしいでしょうか。

都選定歴史的建造物の選定は、この部会においては一番重要なことなのですが、2年前の27年度になりますでしょうか、近代、戦後のものを積極的にリストアップしてきたという過程がございます。それが選定まで結びついているものは、まだ少ないのですが、あの時に色々なものを事例として挙げ、相応しいものを選定する作業をしましたので、これは先ほどの本審のほうのご指摘にも関係する内容かと思えます。

○光井部会長 戦後のものを非常に重視しながらその候補を抽出したということは、ぜひとも書き加えておいていただければと思います。

180ページの中で述べられているところには、「戦後の歴史建造物及び歴史的な建造物が群として街並みを形成しているエリアに着目した建造物」これはどちらかというところと「群として街並み」のほうが強くと読めてしまうので、戦後のもの、プラス群として街並みを形成している部分についてと、この二つの視点でやったということがわかる表現にさせていただいたほうがよいのかなという気がいたしました。

○金出部会長代理 変更の概要で「戦後の建造物と並んで、エリアを考慮した建造物など」という中に「エリア」という言葉が出てきています。

都全体をどういうエリアに区分するかというところを読んで、そういう意味の大きいエリアがあるのだなど。都会とか、自然とか、そういうことを考えると、180ページの最後に出てくる「戦後の建造物」と「エリアに着目した建造物」というのは、街並みを構成す

るという建物以外にも地域独自のというか、地域の地区の特徴を増強する建物というか、群でなくても、単体であっても、そこに当てはまるような建物という意味合いにも使える。エリアという表現は、すごく漠然としているのですけれども、具体的にどういうお考えで、この言葉を入れていただいているのでしょうか。

○光井部会長 まずエリアがどういうふうに使われているか、少しお話がいただければ。

○事務局 180 ページの「エリアに着目した建造物などの選定候補を」というところのエリアに関しましては、27年度に作業を行いました青梅宿や、根津、上野等において歴史的建造物が集まっていて、群をなしているというものを「エリアに着目した建造物」という表現にさせていただいております。

金出部会長代理のお話では、さらにもっと広く捉えられていると思いますので、それについては、ここの記載には入れておりませんので、そのあたりが不足しているかなというふうに思います。

○光井部会長 第1章のところで「ゾーン」という言葉も使われていますが。

○金出部会長代理 そうなのです。

○光井部会長 私も同じように「ゾーン」「エリア」「街並み」という三つが使われているなというのが少し気になりましたが。

○金出部会長代理 何百とある候補から選んでいく中で、機械的にまず候補を切って選り出す作業をしたのですけれども、エリアという概念を意識し、その地域に着目することで少しポイントを高めて、だからこそ選定に入れましょうということができるようになったらいいなと感じました。

○光井部会長 本審の先生の議事録を読んでおりましたら、やはり同様の指摘が1カ所あったかのように思っております。これはむしろ今後の部会の課題なのかもしれませんが、「エリア」「ゾーン」さらにもっと小さい「街並み」あるいは、京都市なんかは「界限」と言っているような、具体的なものを伴わないけどもイメージとして共有されるようなもの。その中で重点的に何をやるかというのは、うたっておいたほうがいいのか、うたわないほうがいいのか、少しよくわからないところもあるのですが。その辺はどうですか。

○小沢委員 金出部会長代理のおっしゃる部分はごもっともで、ただ、根津などの事例とは、少し分けて書いたほうがいいのかという気はします。

○光井部会長 あれは街並みですね。

○小沢委員 そうですね。



○金出部会長代理　そうですね。

○小沢委員　東京都という立場かは、区などがそれぞれの地域ごとに何らかの施策でそこに力を入れているところを、重点的に選定歴史建造物にしようというお話もありました。協力しようということもありました。どうしても区部に集中してしまうものを、できる限り市部のほうでも、例えばその地域の特色があるものは選定していこうというお話とは、また少し違うような気がするのですよ。

だから、何か、それが名称としてどうなるのかわからないのですが、今までやっていたものはこうで、今後、重点的にはエリアに着目したではなくて、それもあるけれど、それ以外にそれぞれの土地の特性、地域の特性に合ったものを重点的に重視してという言葉は、また別なのかなという気はします。

○金出部会長代理　そうですね。今回のこの計画に掲載するかは別として、「エリア」「ゾーン」「街並み」「地域」「界限」と出たときに、ふわっとしていてどちらがどちらかに内包されるのか。定義としてイメージを持って確実な言葉で計画を書けるとわかりやすいと思いました。

○小沢委員　そうですね、あいまいですよ。イメージ的ですね。

○金出部会長代理　そうです。

○光井部会長　例えば、この「エリア」というところを、エリアであるとか、街並みであるとか、あるいは景観計画を定めた自治体の重視というのも書き方も難しいですが、あろうかと思うのです。それは、もう方針として書いてもいいのではないだろうかと思うのですが、いかがですか。

選定歴史的建造物のところでしか書けないと思いますので、恐らくこの一番下のあたりかなと思います。これは少し検討課題としていただきたいと思います。

もう一つ、少し気づいたことを一つ申し上げると、都選定歴史的建造物の中で、修理が行われた事例というのが幾つかあろうかと思います。援助したものもありますし、全く自費でやられたものがある。こういう内容だったら修理はオーケーなのだなということが周知されると、選定も進むのではないだろうか。やはり一番選定が進まないのは、文化財のことを念頭に置いて、非常に厳密な縛りをかけられているのではないかと、それが嫌だという部分があろうかと思います。

実は、景観のサイドからの修理というのは、かなり自由度が高いということ、具体的な事例をもって語られていくことが、選定候補に対する選定率の低さを解消する一つの手

段になるのではないだろうかと思ひまして、その辺を 181 ページの一番上の行で「これまで行ってきた修理内容を示す」みたいな言い方でしょうか。

この辺についてはいかがでしょうか。

○小沢委員 少し質問してもよろしいですか。

○光井部会長 はい。

○小沢委員 具体的に、都選定歴史的建造物というものになると、どんないいことがあるのかという、制度の説明みたいなものはどこかに別に入るわけではないですよ。保存を促進してきたと言うのですが、その保存を促進ということが、具体的にどういうものなのかというイメージがないものだから、多分、国指定重要文化財とイメージがダブってしまったりするのではないかという気がするのです。何かもう少しこの制度を説明する文言があってもいいのではないかと。

例えば、選定されると修理に対して配慮を求めるのだとか、それから、例えば修理費に関して補助が行われる可能性があるとか、何かもう少し制度そのものの説明が入ったほうが本当はよいのではないかという気はするのですが、普通はやはり条例は読まないですよ。

○光井部会長 条例は読んでも補助要綱は読まないとかありますね。

○小沢委員 そうかもしれない。何か全体的にそういう気がしますね。

○事務局 はい。わかりました。

○光井部会長 これも、先ほどの文言で言いますと 181 ページの上の段に「連携などにより、都選定歴史的建造物の趣旨が取組内容を周知することで、所有者の同意を促し」という文言を入れて、その中に、過年度の修理内容はこうでしたとか、ここでは活用のためにかなり思いきった変更もやったけれども、これは景観的にはプラスだと考えられてオーケーだったのです。そのようなことが言えればよいのではないだろうかとは思ひます。

まず、この選定歴史的建造物のところの話が進んでいますから、まずこのところのご意見等は。では、戻って意見を出されてもよいので、次に「特に景観上重要な歴史的建造物等」これは全く新しい項目として入れられているものですが、これについていかがでしょうか。

これも、平成 28 年には「公園を対象に選定し」と、「公園」が出てきているのですが、これは公園をどのように捉え、そのどの部分について何をやるのかということは、やはりこの景観計画だけを読む方もいらっしゃると思ひますので、あったほうが親切かなという

気はいたします。

その場合、どのような公園を選定したか。選定の際にいろいろ議論した内容が入っていると「ああ、なるほどそういうことか」と、わかりやすくなるので、そこは加えたほうがよいのではないだろうかと思います。むしろ史跡・名勝のほうは、何も知らなくてもそんなにひっかかりはないと思うのですが。

○小沢委員 現在の景観計画の文章を読みますと、選定の基準が182ページに書かれていますね。同じように、ある程度の基準なり方針があると、具体的なイメージはわかりやすいのかなという気はしますけれども。

○事務局 これは、現在の景観計画では建造物だけを選定しておりましたが、今回は、土木構造物や公園もありますので、巻末にまとめて示しています。本文中に入れ込んでいくと読みづらいかないというふうに考えました。

○小沢委員 なるほど。

○事務局 こちらの巻末にまとめる形で、読みやすさの工夫をしようと考えました。

○小沢委員 わかりました。

○光井部会長 それは重要でよいことだと思うのですが、ただ、公園に関してはやはり少し必要なのではないかと思います。公園については、どのような公園を選んだのかを書けば、具体的にわかるのかもしれませんが、公園に関しての基準がございましたよね。あの中で歴史的であるということは勿論入っていますよね。

それから、景観上の価値というのが一つ。もちろんこれは当然で、その次が歴史的な価値、そして保全状態という内容ですね。ですから、景観的な大きな意味を持ち、景観的・歴史的に大きな意味を持つ公園ぐらいいは入れておいてもいいかもしれませんね。

ほかに、2の部分について、ご意見はございますでしょうか。

○金出部会長代理 今、言われた公園に対する説明は、実は史跡・名勝・天然記念物というのも、建造物ではないのですけれど、この建造物で今まで選定していたもの以外に、平成28年と平成29年に選り始めたものの説明を全部書いてしまってもよいのではないのでしょうか。景観上と歴史上の価値や保存状況について。

○光井部会長 なるほど。

○金出部会長代理 そうすると、今後、違う分野が出てきたとしても、そこに入れられると。土木遺産という言葉はここには今出ていませんけれども。

○光井部会長 例えば、そうしますと、2番の「促進してきた」の後で改行して「その上

で歴史的・景観的に重要な意味を持つという観点から、平成 28 年には公園を対象に選定し、平成 29 年には史跡・名勝を追加し」そういう意味ですね。

○金出部会長代理　そうです。そうすると、今後ほかにもまた入る余地があると感じました。

最後の文章も「今後も、文化財等の指定状況等を踏まえ、選定数を増やしていく」というのも、各分野からなのか、また建造物に戻ってしまうのかなど、これを見て感じました。

○光井部会長　どうでしょう、事務局。そういう文言を入れても構わないですか。

○事務局　はい、勿論でございます。

○光井部会長　これについて、実はもう一つ私も意見がございます。それは今までのものとかかなり意味の異なる公園、あるいは名勝みたいなものを入れたものですから、これに対して、どのような働きかけをしていくかというのが、何の具体事例も出ていない状況ですので「選定をしました」で終わりではなくて、「それに対する有効な措置を検討していく」ぐらいの文章はあってもよいのではないだろうかなど。

勿論、周辺における配慮の内容は決まっているのですが、建造物と公園ではかなりやり方が変わってくるのではないだろうかという判断がありますので「景観の保持のために最も適切な手段を検討していく」ぐらいの文章があってもよいような気がいたしました。

○小沢委員　難しいのは、3のところに景観保全の指針というのがあって、実際にその景観保全として、どう運営していくかということかと思います。

○光井部会長　そちらのほうがいいですか。

○小沢委員　ここに入っているので、分け方が難しいかなと思いました。

○光井部会長　なるほど。

○小沢委員　少し重複しますよね。

○光井部会長　そうですね。その3の3行がまさしく具体的なものですね。

○小沢委員　はい。そうなのです。

○光井部会長　それでは、この文で入れる必要はないことにいたしましょう。

○小沢委員　はい。1、2は選定に関してでよいのではないかという気がします。

○光井部会長　そうですね。続いて、3番の歴史的景観保全の指針についてはいかがでしょうか。

○小沢委員　これは用語なのですが、3の1行目のところで「歴史的景観保全の指針を定め、歴史的建造物の壁面」とあって、ただ歴史的建造物と書くと、世の中にある歴史的建

造物がみんな入ってしまうので、例えば「東京都選定歴史的建造物」とか、正確な名前を書かないと伝わらないのではないかと思います。

○光井部会長 きちんと書いたほうがよいのかもしれないですね。

○小沢委員 一般名称になってしまいますので。

○事務局 はい、わかりました。

○光井部会長 そのほうが親切ですので、ぜひともお願いいたしたいと思います。配布での周知はこの冊子ですね。

○事務局 パンフレットの配布ですが、冊子も勿論なのですが、もっと簡単なリーフレットのようなものをご用意させていただきたいなというふうに考えております。

○小沢委員 いいと思いますね。

○光井部会長 公園でつくられたマップは周りでも非常に好評ですので、ああいうのはよいですね。

ほかにございますか。

○金出部会長代理 今回を機に、東京都のホームページのどういうところに関連する情報があるかを見ました。そうしますと、大変失礼ながら枝がたくさんあって最後はPDFで見られるのか、どこにたどりつくのかわかりにくいインターフェイスだったのです。求める書類の名称がわかっているならば、検索してすぐPDFが出てくるのですが、トップページから何かこんなおもしろそうなものがある、みたいに視覚的に訴えおもしろいと思って入ってもらえるようなサイトにするとういなということを感じました。こういう大きな組織では、なかなか出来ないのかもしれませんが。

○光井部会長 そうですね。この文言とは少し別問題として、同じように思います。

都選定歴史的建造物などは、東京都の様々なものに、写真が使用されて、その際、「都選定歴史的建造物」の文言が入っていると、周知するのに非常によい方法だと思えます。

歴史的な建造物の街並みの保全が世論調査で1位ということは、関心を持たれている方は多いと思いますので。

それについて、またお聞かせいただければと思います。

4番、都市開発諸制度を活用した保存の推進、これは前回も書かれていたことです。

○小沢委員 これは、黒の文字のところから次の黒の文字のところにつながると思っているのでしょうか。

○事務局 はい。

○小沢委員 そうすると、日本語が少しこなれていない気がしますけれども、「場合には」が繰り返されていますね。

○光井部会長 その辺は修正すべきですね。それから、2番目の黒文字も内容が少し捉えにくいところがありまして「文化財建造物全体」というのはいわゆる建物本体の保存ということですね。その後の「特色ある外観の部分保存や滅失された外観の再生が可能な提案」というのも、これも本体のことなのかなと。

○小沢委員 そうですね。

○光井部会長 むしろここでは「本文化財等の歴史的建造物の本体の保存を原則としつつ、その周囲で再現をしてみる」ほかに「滅失された部分を想像的に復元してみる」という場合は「景観審議会の意見を聞きながら誘導していく」のような言い方なのかなと思いますので、少し書き方が違うかなと。

例えば、建造物全体ではなくて「建造物本体の保存を原則としつつも、周辺に関して景観を良好な状態に誘導する」であるとか、そのときに「滅失された形態の再生」というのも入れてもいいのかもしれませんが、本体と周辺というように分けて考えたほうが良いような気がします、どうでしょうか。本体の保存は当然なので、この文章だけを読むと、原則としつつもとなりますね。

○小沢委員 最後の締めが「建造物」になっていますね。

○光井部会長 そうですね。これはどういうことだったのでしょうか。

○遠藤屋外広告物担当課長 これは外壁だけ残したものです。

○事務局 そうです。

○遠藤屋外広告物担当課長 丸の内の中央郵便局ですね。

○事務局 お手元の、東京都選定歴史的建造物と特に景観上重要な歴史的建造物の冊子の8ページをご覧ください。8ページの76番の日本橋ダイヤビルをイメージしております。

○光井部会長 81番ではないのですか。これはたしか、一番上の層が無くなっていたのを造ったのですよね。

○事務局 そうですか。すみません。

○光井部会長 76番はどんな内容ですか。

○事務局 平成20年度頃に行われた開発で、特定街区制度を活用した都市計画で行われていて、旧三菱倉庫の江戸橋倉庫ビルという名称でその外観や躯体の一部を保存することを条件に、特定街区で容積の割り増しをしました。

○小沢委員 そういうことですよ。都市開発の諸制度や総合設計制度を活用したというお話ですよ。

○事務局 はい、そうです。

○光井部会長 そうすると、それが儀礼であるとしたら、建造物全体の保存を原則としつつもとなりますね。

○小沢委員 例は少し違うかもしれないけれど、明治生命館のようなものかと思っているのですが。

○事務局 はい、そうです。

○光井部会長 明治生命館や第一生命ですね。

○小沢委員 裏側に高いのが建っているという話ですと東京中央郵便局もそうかもしれませんね。

○光井部会長 中央郵便局は、いわゆるファサード保存ですね。

○小沢委員 最後を「建造物の歴史的・景観的な価値が継承される」とするか、むしろ、それ全体が建て替わってしまうのではなく、ファサードが保全されることによって、歴史的な景観が残っていくというように強調されるほうがいいのかなという気がします。

○事務局 はい、わかりました。

○光井部会長 まず「開発計画の区域内」というのがそうですね。いわゆるファサード保存というのはこの数年、急速に批判が増えているものもありますね。

○小沢委員 それが「全体の保全を原則としつつ」なのですね。

○光井部会長 私は本体周辺のことを言っているのかなというふうに勘違いしてしまいましたので、この文章でよいかなと思います。

2番目の「場合」は、「可能な提案がなされれば」にしておきますか。文章の調整をお願いいたします。

○事務局 はい。

○光井部会長 それでは、5番、歴史的建造物の保存支援・利活用の促進いかがですか。ここで大規模な機能転換があっても構わないわけなので、そのことを書いてもいいかもしれませんね。

○小沢委員 活用のところですか。

○光井部会長 はい。この文章のままだと、保存のほうに非常に重きがありますね。

○小沢委員 先ほどの武内委員のマッチングのお話があったと思うのですが、それは、

ここには反映していないということですよ。NPOと連携とした利活用仲介制度の構築が赤線で消されていますので。

○事務局 ご意見を直接反映する表現にしておりませんが、こういった利活用を継続して推進していくべきだというふうな表現としては書かせていただいております。

○光井部会長 実は武内委員のマッチングというのは、本当にそのとおりだと思う反面、都が直接行う業務としては、結構、難しいとは思うのですよね。

○小沢委員 本当にそうですね。

○事務局 それは、武内委員もおっしゃっていました。

○光井部会長 例えば、冒頭で活用を先に書くという手もあるかもしれませんね。「活用がないところには、建物の保存はあり得ない」ということを言ったうえで、歴史と文化を今日に伝える建造物の利活用を促進していくと。活用ありきである。

○小沢委員 そうですね。これを逆にするのはいいですね。

○光井部会長 その上で5の①ですね。182ページの5番の冒頭の2行ですから、その次のところです。新たな資金調達方法というのがすべてを語っているということですね。これもこの文言とは関係ないのですが、実は私の大学もかなりクラウドファンディングで特定の業者と試験的に1年間やってきまして、かなり大きな成果を得たものなのですが、やはり問題になったのは、結局、クラウドファンディングをすると見返りをどのように担保するかということだろうと思うのですが、実際できるのでしょうか。例えば、東京都が持っている建物でクラウドファンディングを募集した場合に、そのときの見返りは何ができるのでしょうか。

○事務局 武内委員のご意見でもありましたが、寄付者に対するイベントへの招待などです。私どもはコンサート等を開催しておりますので、そちらにご招待することなどは考えられると思います。

○光井部会長 それぐらいですよ。あと、個人ないしは法人の所有の物で、都の歴史的建造物というくくりの中で一つのページがあると、それが一番よいですよ。

岩手県で県とある特定のクラウドファンディングの運営会社が共同して、県のページをつくって運営されていましたよね。表記としては「導入について検討していく」で、十分だと思うのですけれども。

次の②歴史的建造物の利活用。これは、「都所有の」が削除されていますね。

○事務局 はい。そうです。



○金出部会長代理 先ほど、光井先生がおっしゃった、比較的大きく手を入れてもいいという修復に関することを、この利活用のところに入れることはできないかなと考えました。利活用のためには、建物の修復が必要となることも多くあって、そのときに活用のためには何かをしてよろしいとか。

この黒字で残っているところですが、1行目の終わりで「修復することを条件に民間の利用者を募り」の、「修復することを条件に」は、修復しなくても使えるかもしれないし、修復するというのは修復費用を使用者が負担するという意味なのか、「修復することを条件に」という表現は、非常に曖昧だと思います。

○光井部会長 これは小笠原邸のことについての説明ですね。

○金出部会長代理 過去の事例ですか。なるほど、そうなのですね。

○事務局 そうですが、先生がおっしゃるように、わかりづらい文章かもしれないですね。

○金出部会長代理 こういうようなことを他の方もどうですか、という例として挙げられていると思いますので、それと同時に「修復の際には」という言葉を一段落入れると、例えば私たちが現場を見せていただき相談に乗ったり、何かそういうような段階を経ることもこれから出てくるのかなと。

○光井部会長 先ほどの利活用のことも、ここで具体的に書くという手はありますね。前段の3行がいわゆる一番軽度な利用ですね。次の小笠原邸の事例というのが、機能転換を行った事例。そうすると、ここに小笠原邸の話として出ているけれども、「このような大胆な機能転換を行ったものも、今後は重要である」ぐらいの一文を入れておいてもいいのかもしれないですね。

○小沢委員 やはり、2が前にくるイメージなのですよね。先ほど1と2の順番を変えるというお話でしたから。

○光井部会長 これはこのままでいいとも思うのですが。

○小沢委員 今の光井部会長のお話では、最初の3行の3点が一番軽度のもの。例えば旧小笠原邸は都が所有しながら、修復は活用者がしている。それ以外に、例えば民間が持っていて修復の際にファンドを利用して、活用のための修復をしたというのが2段階目としてあり、その次に保存支援としてはこういうものがありますとなれば、つながりがよいような気がするのですが。

○光井部会長 ここでかなり変更したものとしては、十思スクエアがありましたよね。機能転換という点で物すごく大きな機能転換ですよ。

○小沢委員 そうですね。そういう例があつて、活用者が修復の費用を負担している例と、そうではなく、ファンドを利用して活用が促進された例というのがあると、先ほどの光井部会長が言われた活用ありきで保存というお話とつながりやすい気がします。

○光井部会長 やはり具体的な事例を書くのがよいかと思います。ほかに何がありますか。

○小沢委員 例として「旧小笠原邸では、都が所有しながら」活用している。また、何々は」という表現ですね。

○光井部会長 「また」で始まっているので「活用している建造物がある」その後に入れる。ほかにもこういうものがあるということを挙げたほうがいいような気がします。例として何がありますか。

○事務局 先生がおっしゃっている十思スクエア、根津二丁目の蔵などがあります。

○小沢委員 いいですね。

○光井部会長 実は、芸大の赤レンガも全部ぶち抜いてアトリエにされていて、私が修理設計をやりました。三菱倉庫の具体例を書く手もあるのかもしれませんが。

○事務局 ほかに駒澤大学の耕雲館があります。現在は、博物館の用途で活用されています。

○小沢委員 よろしいですね。

○光井部会長 あれは、背面はかなり思い切ったことをやっていますね。「何々のように、機能転換を図りつつ活用を促進した物件もある」でもよいと思うのですが。

では、最後の歴史的景観の形成はいかがですか。

先ほど話があつた根津の蔵は、ここでは触れないでもいいのですか。根津のエリア選定もありますが、青梅が触れられているのでよいですか。

○事務局 青梅は入れさせていただいています。

○光井部会長 最後の6番で、②観光まちづくりとの連携。ここは変更していない部分ですが。これも歴史的な建造物、景観というのは重要な観光資源であるということを、改めて最初に書いておいてもよいような気がします。

「歴史的建造物を中核とする景観は、東京の重要な観光資源である」という表現を1行目に書いておいてもよいような気がするのですけれども。この3章に関して、まだほかに意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○金出部会長代理 最後の②の1行目の終わりで「都は、保存に係る空間を公共・公益的

な用途として利用されるよう計画を誘導してきた」と、この「空間」というのは、景観の寄与する空間ということでしょうか。建物は個人の所有なのに「公共」とか「公益的な」は、何かすごく押しつけがましいかなと思うのですが、どうでしょうか。

○光井部会長 なかなか哲学的な文言ですね「保存に係る空間」。

○金出部会長代理 これを読むと、目的は景観なので、保存したことによって得られる空間というのは、都市空間とかにすれば公共・公益的でよいのかもしれないですが、公共の人は入ってきてほしくないと思ったら、どうするのかと思ひまして。

○寺沢景観担当課長 最初に「都市開発諸制度を活用し」というのがあるので、基本的には公開空地のことを示しています。

○金出部会長代理 そうですね、

○寺沢景観担当課長 例えば歴史的建造物が残されたという場合に。

○光井部会長 そういうことですね。

○金出部会長代理 空間の中に建物がある。

○寺沢景観担当課長 はい。公開空地の中を皆さんが利用できる用途にするように、というふうに誘導してきた。

○金出部会長代理 わかりました。

○光井部会長 では、冒頭に少し重要性を。

ほかにはございますでしょうか。

ではもう一度、今の意見をベースにしながら、再確認しましょう。

まず、都選定歴史的建造物 180 ページは、近代、戦後のものと街並みで行われているものを分けて記述をしていただきたいということ。

それから、最後の行の「エリア」という部分を「ゾーン」「エリア」「街並み」という三つの言葉が使われているので、それをそれぞれ踏まえた文章にしていきたいということ。

それから、2番目は公園、史跡・名勝・天然記念物の冒頭のところに「景観と歴史性を重視し」というような文言を入れるということ。

それから、3番の全体の文章については、1行目の歴史的建造物を正式な名称にすること。

4番については、「場合」の重なりを訂正してほしいというところですね。

それから、5番ですが、これはいろいろ意見がありましたが最初の2行はこのままでい

きましょう。①も基本的にはこのままですか。

○小沢委員 利活用と保存はこの順番ですか。

○光井部会長 このままでよいのではないのでしょうか。

○小沢委員 率直に言って、保存支援はそれほどないので。どちらかという利活用が前のほうが、私はよいような気がします。

○光井部会長 ②のほうを①よりも前にとということですね。

○小沢委員 はい、そういうことです。①、②を交換するという意味ですね。

○光井部会長 どうしましょう。できますか。

○寺沢景観担当課長 はい。

○小沢委員 活用するのに当たって、保存を支援していく。

○光井部会長 利活用して、さらにそれについて支援という順番ですね。その利活用の部分に小笠原邸以外の事例を一つ二つ加えていただくということ。

それから、6番に関しては、これは基本的にこのままでいいと。

6番の①も②も、これは基本的にはこのままですが、6番の②の冒頭に「重要な観光資源になっている」という一文を入れていただくということ。

○光井部会長 事務局側はこれでよろしいのでしょうか。何か、非常に不具合があるということはないでしょうか。大丈夫ですか。

○事務局 はい。

○光井部会長 それでは、この審議内容については、この意見を修正した上で、私が一度確認をさせていただきたいと思いますが、その上で審議事項を了承するという形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○光井部会長 それでは、引き続き「東京都景観計画の変更素案」のそのほか、3章以外の項目について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料の、こちらのダブルクリップで留めているものと、参考にお配りしております東京都の景観計画の現行のものを、ご参考にご覧いただければと思います。

まず、歴史景観部会の先生方にご審議いただきました事項以外のところで、全体的な変更について、ご説明いたします。お配りした資料1の、こちら目次の抜き出しになっておりますので、そちらの資料も合わせてご覧いただけるとわかりやすいかと存じます。

まず、景観計画の第1章第2「東京の景観特性」でございます。

こちらは、現行の景観計画では、平成13年度に策定した「東京の新しい都市づくりビジョン」に基づき五つの地区区分で特性をまとめております。これを変更素案では、昨年の12月に公表された「都市づくりのグランドデザイン」の地域区分を踏まえ、四つの地域区分に応じてまとめております。

こちらのダブルクリップを外してください。現行のものが「東京の新しい都市づくりビジョン」でして、素案といたしましては「都市づくりのグランドデザイン」としての新しい上位計画に合わせて、地区区分を分け直しております。それが、この第1章に反映してございます。大きく変わっている部分は、都心部の区分になります。

都市づくりビジョンのセンター・コア再生ゾーンは、環6をおおむねの境界としているのに対し、グランドデザインの中核広域拠点域では環7を境界としており、グランドデザインの中核広域拠点域の範囲がより広がっております。こういった状況を踏まえ、景観の特性を整理しております。

第1章「東京らしい景観の形成」でございますが、青字が先ほど申し上げました地区区分の変更に応じ記載箇所を変更した部分、赤字が新規に変更した部分ということで作成しております。

こちらに関しましては、今度、先生方に目を通していただいて、例えば、特に関連する景観の要素、四角で囲っているところがございますが、このあたりも含めて何かお気づきの点があれば、ご発言をいただければと思っております。

引き続き、第1章のところ、新しく第1章の第5というものを設けております。

こちらは、「夜間における景観の形成に関する方針」ということで、夜間の景観形成方針を追加しており、平成30年3月7日、計画部会で了承をいただいております。こちらのホチキス留めの「夜間における景観の形成に関する方針」でございます。

第2章になりますが、第2章第3「景観重要公共施設」の景観重要都市公園に、景観審議会でご了承いただいた事項といたしまして「水元公園」、「小金井公園」を追加しております。これにつきましては、第2章「景観法に基づく規定」になりますので、5月17日の都市計画審議会の意見聴取をすることになっております。

続きまして第3章でございます「都市づくりと連携した景観施策の展開」。まず、第3章の第1の都市開発諸制度などの活用に審議会及び計画部会でご了承いただいた事項を追加しております。

一つ目が「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」。こちらは、容積割り増しを受

けるような事業に適用される制度でございまして、周辺への影響が広範囲に及ぶことから、都が適切な景観誘導を行っているものでございます。これに関しましては、事前協議制度で適用される基準に、屋外広告物に関するものと夜間照明に関するものを追加しております。

また、この事前協議制度で適用されるものに、文化財庭園等周辺の景観誘導区域がございまして、そちらに「旧安田庭園」と「向島百花園」を追加しております。

もう一つ、東京駅の中央広場が整備されまして、行幸通りを軸とした皇居の森の風格ある眺望を保全するために、事前協議制度で適用される皇居周辺地域の景観誘導区域で定める眺望地点に新たなものを追加しております。これは、先日の計画部会でご了承をいただいております。以上でございます。

○光井部会長 これについて、ご意見等はございますでしょうか。

まずは、第1章の部分は関連する要素の中で落ちているものがないかどうかの確認が、一番必要ですね。

○事務局 はい。

○寺沢景観担当課長 「ゾーン」と「区域」に分けましたので、例えばお寺が本当はこちらの区域なのに、他のところに入っているとか、環7と環6の間も、私どもでもチェックを順次進めてはいるのですけれど、間違っているものがあるかもしれないのでご確認いただければと思います。

○光井部会長 相当地図と違うので時間が必要ですね。

○事務局 景観行政団体の景観計画には、景観の要素として記載されておりますので、その確認は随時進めているところではございますが、先生方のご存じのところ、これは違うというものがあればご指摘いただければと思います。

○光井部会長 入っているものは多分あっているのですが、落ちているものがありますか。

○寺沢景観担当課長 基本的には、必ずどこかの区域には入れているはずですよ。

○光井部会長 どちらにも入っていないということはないですか。

○寺沢景観担当課長 はい、削除はしておりません。

○光井部会長 了解しました。いろいろありますね。

○金出部会長代理 この地図自体において区域の区分がグラデーションや点線になっています。どこに入っているのかはこれを読んだ人は分かりますか。

○事務局 例えば概ねですけれども、環状7号線の内側の区域とか、そういう表現で書いてございますので、それで分ると思います。新都市生活創造域は、おおむね環状7号線から西側はJR武蔵野線まで。東側は、都県境までの区域であるということです。今、申し上げたのは17ページの上です。

○小沢委員 12ページのところに関連する要素で、主な近代建築というのがあると思うのですが、聖路加病院はどうですか。

○光井部会長 聖路加病院は、外観はほぼ失われたのではないのでしょうか。チャペルの部分だけです。

○寺沢景観担当課長 これは10年前の記載なのですが。

○光井部会長 10年前ですね、あの改造が行われたのは。

○小沢委員 東京中央郵便局が削除であるのならば、日本工業倶楽部はどうでしょうか。

○光井部会長 日本工業倶楽部は、逆にファサードはかなりきちんと残っていますよね。

○小沢委員 では、いいですね。

○光井部会長 景観サイドとしてはいいのではないかという気がします。

○光井部会長 夜間についてですが、ここで大きくうたわれているのは、35ページの3番のところですね。これはよいことが書いてあるなという感じです。

○小沢委員 こうした夜間における景観形成というのを定めている景観計画は、もう既に幾つかあるのでしょうか。

○事務局 大阪市が昨年定めています。

○光井部会長 話題になりましたよね。ただ、あれは歴史的なものに関しては、ほとんど触れていなかったような気がするのですが。

○事務局 どちらかというとも水辺寄りです。

○光井部会長 法善寺横丁だけが少し触れてあった気がします。

○寺沢景観担当課長 金沢市なども定めています。

○光井部会長 金沢市はありますね。

○寺沢景観担当課長 独自の条例もあります。

○光井部会長 個々の計画にも反映していますね、金沢は。

景観形成特別地区のところの「文化財庭園等景観形成特別地区」これはどういう内容でしたか、誘導ですよ。

○事務局 はい。お配りしたホチキス留めの資料をご覧ください。わかりやすいので図面

をご覧ください。真ん中の緑色が向島百花園の範囲でございます。紫色で表示していますのが、いわゆる景観形成特別地区の範囲で、墨田区は既に景観行政団体であり、墨田区景観計画で定めている「歴史文化拠点」となります。また、この紫線の範囲では、東京都の屋外広告物条例で屋外広告物の規制もございます。今回の追加は景観誘導区域で、この青線の内側でございます。こちらはおおむね1キロの範囲としておりまして、大規模な建築物等都市計画の諸制度を活用した案件に関する建築等に係る景観誘導区域です。建物の開発等の場合にシミュレーションをお願いする範囲として、この青線内を設定しております。趣旨としては、庭園の背景としてふさわしい建築デザインを誘導していこうというもので、こちらの紫線内では区の事務として後背地で届出制度がありまして、それに該当する規模の場合は、色の基準や、公告が庭園内から見えるような場合はだめですとか、そういう基準がございます。青線の範囲内は、諸制度を活用した開発等の際、庭園内で定めている眺望地点からシミュレーションをしてもらい、文化財庭園の背景として相応しい建築デザインに誘導する取組を行っているものでございます。

○光井部会長 これがその眺望点ですか。

○事務局 そうです。

○光井部会長 特に重要な歴史的建造物等で選定しているものと、この景観誘導を行うもので重複している例はどのぐらいの数になるのですか。

○事務局 全てとなります。

○光井部会長 全てですね。そうすると、向島百花園の場合であれば、紫色の内側の範囲の中に「特に」で設定している範囲があることになりますね。

○寺沢景観担当課長 そうです。

○光井部会長 この眺望点の設定というのは、どのような考え方なのでしょうか。

○事務局 庭園の作庭時に主要な眺望点を定めており、管理者が管理計画などで位置付けていますので、それを参考にして景観計画でも眺望地点としております。

○光井部会長 そうすると、3カ所するときもあれば、非常に多いときもあり得る。

○事務局 はい、そうです。

○寺沢景観担当課長 新宿御苑の眺望点の数は多いです。

○事務局 各庭園の眺望点は、景観計画に記載してございます。

○光井部会長 それから、第3章の第1に係る部分は、先ほど説明のあった追加された項目ですね。



○寺沢景観担当課長 170 ページの赤字のものです。東京駅中央口交差点です。

○小沢委員 新しくできたところですね。

○寺沢景観担当課長 はい。行幸通りは、東京駅前の広場も完成しましたので、そこから皇居側を見た眺望を守ろうという趣旨です。

○光井部会長 あれはすばらしいですね。北緯東経で表現している設定なのですね。

○寺沢景観担当課長 この場所については、行幸通りのもう少し広場寄りに近づけてほしいというのが、一昨日の計画部会で意見がありましたので、JRと協議中でございます。その際の名称は「駅前広場」にしたいと考えています。

○光井部会長 名称が変わる可能性が高いのですね。

○寺沢景観担当課長 その可能性が高いです。

○光井部会長 了解しました。行幸通りの視点は、1点というよりもシークエンスに近いですよね。出発点が東京駅前であって、行幸通りをある程度進んだところまで連続する。眺望点の連続という意味合いが大きいのかもしれないですね。

○光井部会長 そうしますと若干宿題として、最初の第1章のところ、関連する要素のところに誤りがないかどうかの確認を各自行ってください。

この内容について、ほかにご意見等はございますでしょうか。

この審議事項につきましては、今後、開催予定の本審議会での審議事項となります。

それでは、審議事項についてはこれで終了にさせていただいて、報告事項に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○光井部会長 では、次に報告事項「東京都選定歴史的建造物の同意状況」に関して、及び、その後の「特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況」について、説明をお願いいたします。

○事務局 「東京都選定歴史的建造物の同意状況」資料2-1でございます。

追加選定として、先ほどの景観計画でも触れましたが、戦後の建造物の指定と四つのエリアです。そのほか、土木構造物でございます。

まず、戦後の選定は平成27年の選定で、時間が経ちましたが、まだ現在は調整中も多々ありますが、選定済みが7件、これは昨年3月までの選定です。同意済が2件、これは今月中に選定する予定です。後は、調整中で、所有者のご都合で未定という状況でございます。また、正式に辞退の意向を示されたところもございます。また、候補除外として、

文化財になったもので除外したものの、越境等の理由などもあります。以上、37件がこのような状況でございます。

2番のエリアにおける選定として、上野、浅草、青梅、根津の4エリアがございまして、選定済は去年の4月に選定をした青梅の3件と根津の1件でございます。ほかに、1件同意済みというのがありますが、これは来月に選定する予定でございます。調整中は、地元の方の意向や様々なご意見があつて調整中です。また、正式に辞退が1件ございます。候補除外は文化財に指定されたものが4件と、除却されてしまったものが1件ありますので、計5件が候補から除外され、合計19件の状況です。

3番ですが、土木建造物の選定候補は54件ございます。現在は、調整が続いているものがほとんどでございます。候補除外として、文化財指定が3件、撤去が2件で、合計5件が除外となっております。引き続き選定に向けた調整を進めたいと思います。

○光井部会長 続いて「特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況」についても、説明していただけますでしょうか。

○事務局 続きまして「特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況」について、ご説明申し上げます。お手元の資料2-2をご覧ください。

特に景観上重要な歴史的建造物等につきましては、昨年度、今年度と先生方にご審議いただき、新たに建造物が15件、公園が19件、史跡・名勝・天然記念物等が12件の計46件選定されたところでございます。

なお、本年1月24日に開催されました第47回東京都景観審議会において、特に景観上重要な歴史的建造物等、史跡・名勝・天然記念物等の追加選定について、歴史景観部会の審議経過、審議結果について、事務局よりご報告申し上げます。

現在の取組状況でございますが、都のホームページ等で公表するのに当たり、建造物等の所有者に対して選定を通知するために、選定の目的、内容について説明しており、おおむね所有者に対する説明は完了しております。また、建造物等の所在する区市が景観行政団体である場合には、事業者等への対応を行うのは、主に景観行政団体である区市であるため、区市に対して歴史的建造物等の周辺で開発等が行われる際に、都と連携し、指針に基づいた対応を依頼しているところでございます。

今後の予定につきましては、都のホームページにおいて、追加選定した建造物等について公表する予定でございます。なお、2ページ目の公園につきましては、14番の水元公園と15番の小金井公園の公表は、都市計画審議会での意見聴取以降となり、概ね5月を予定し

ております。また、16番の駒沢公園から19番の横網町公園までにつきましては、景観重要公共施設の指定は景観行政団体である区が行うものとなっているため、区に対して、順次、景観重要公共施設に指定するよう依頼をしているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○光井部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

この件に関して、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

ご質問なのですが、特に景観上重要な歴史的建造物等は、これは当然所有者の同意を必要としないものですが、何をもって最終的に示されるのですが。

○事務局 選定についての公表です。

○光井部会長 公表をもってということですか。

○事務局 はい。

○光井部会長 そうすると、ホームページ等の公表をもってですか。

○事務局 はい。取組状況につきましてご説明申し上げたところでございますが、都といたしましては、所有者に対して通知文を送付させていただく予定です。合わせて、公表という形で、東京都のホームページに載せていきたいと考えております。

○光井部会長 それをもって公表されたということですね。

○事務局 はい。

○光井部会長 それから、歴史的建造物の同意状況の中で、土木構造物に関しては、これも公共であったり大きな会社であったりするものが多いかと思うのですが、調整中という状況ですか。

○事務局 そうです、持ち帰りますと言う状況です。都所有の橋梁等に関しましては、口頭ではご了承いただいているところもございますので、順次、選定という形で同意書等のやりとりを進めていきたいと考えております。

○光井部会長 これは選定が済んだというのは、何をもって済んだという形になるのでしょうか。

○事務局 こちらは告示です。

○光井部会長 告示ですね。

○事務局 はい。

○光井部会長 それから、越境2件というのはどのような越境なのか。

○事務局 道路への越境です。

○光井部会長 わかりました。

ほかにこの件に関して質問、ご意見等はございますでしょうか。どうぞ。

○金出部会長代理 質問です。ホームページでの公表が、今日利用しやすい情報入手の手段ではないかなと思います。例えば文化財の場合ですと、教育委員会が国指定文化財、県指定文化財など全て出しているのですが、同じように景観に寄与するこういう建造物が全て各区市のホームページで見られることはあるのですか。

○事務局 こちらは、あくまで東京都の景観条例に基づく選定でございますので、東京都のホームページでの掲載になりますが、区市のホームページに都が選定した建造物等を掲載しているのは無いと思います。

○金出部会長代理 どうやって周知されるのでしょうかと考えていたので。

○光井部会長 そうですね。

○金出部会長代理 パンフレットも該当する物件があるところ、無いところにも置くという意味合いなのかもしれませんが、無いところにこそ、こういう制度があることを知ってほしいと思いますが、やはり広報関係の役割が大きいですね。例えば、クラウドファンディングでお金が集まるなどは周知の問題となっています。パンフレットはどこに置くのか、補充はされるのかとも思いました。

○光井部会長 そうですね。

○金出部会長代理 文化財のように都選定も皆さんに関心を持ってもらえるようになるとよいですね。

○光井部会長 公共でないプラットフォームみたいなのが有力な分野でもあるのですが、例えば「地図蔵」というのは、重要文化財、登録文化財、市区町村史跡・名勝というのも種別ごとに日本地図上ですぐにわかります。出版関係の人が見ますので、観光マップなどにも載りますし、非常に便利な地図で、アクセスがしやすいものです。それに載せられると周知されますね。

報告事項の一つ目に関して、ほかにございますでしょうか。

では、次の報告事項に関して説明をお願いいたします。「歴史的建造物保存のチャリティイベント」についてです。

○事務局 資料3になります。取組としては東京歴史まちづくりファンドが、平成22年に10年間の予定で創設されましてその支援ということ、多くの方に歴史的建造物の制度や、実際の施設に関心を持っていただいて社会全体で守っていきましょうという機運を高める

ために、建造物に親しむ機会の提供として、歴史的建造物を会場としてチャリティイベントを平成 25 年度から開始しているところでございます。

29 年度としては、7 月 31 日の早稲田の講堂で開催し、12 月 3 日の自由学園、先月の 2 月 16 日に早稲田奉仕園スコットホールで開催した三つのイベントでございました。これまでに 14 回になります。人数的には記載の内容の参加者でございまして、無事に終了したということでございます。

写真は、それぞれの 7 月、12 月、2 月の実施状況について、紹介をさせていただきました。以上です。

○光井部会長 この件に関して、ご発言等がございましたら、お願いいたします。

やはり都心に近いほうがお客さんは多いですか。

○事務局 参加倍率として一番申込みが多かったのは自由学園です。

○光井部会長 逆ですか。めったに見られないところですから。

○事務局 実際そうでもないですけども。

○光井部会長 そうなのですか。

○事務局 結構、オープンにやっていたりもするので。ただ、まとまった歴史的建造物の見学というのが、公募での機会が少ないので、それで集まったのだと思います。

○小沢委員 12 月 3 日の自由学園の見学会は、参加費はいくらですか。

○事務局 自由学園は、中学生以上で 1,000 円いただきました。

○光井部会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○光井部会長 それでは、この報告事項についても終わらせていただきます。

なお、これらの報告事項につきましても、今後開催予定の本審議会への報告事項となります。

これで本件についての議事を終わりたいと思いますが、何かほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事は、すべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

○遠藤屋外広告物担当課長 光井部会長、ありがとうございました。

委員の皆様、ご熱心な議論をありがとうございました。

これをもちまして、本日の歴史景観部会を閉会させていただきます。ありがとうございました

ました。